

要求水準書（案）に関する質問への回答

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |       |       |     | 内容   | 回答   |   |   |
|-----|----------------|----|------|-------|-------|-----|--|--|---|---|
| 1   | モニタリング         | 1  | 第1章  |       |       |     | 「モニタリングにより事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合」とありますが、確認の方法についてご教示ください。   | モニタリング実施者が作成するモニタリング計画書にて確認方法を示します。  |   |   |
| 2   | 施設概要           | 2  | 第2章  | 2.2.1 |       |     | 市道、国道車道において、仮復旧後から何ヶ月以内に本復旧しなければならない条件があればご教示下さい。  | 事業者側協議にてご確認願います。   |   |   |
| 3   | 施設概要           | 2  | 第2章  | 2.2.1 |       |     | 基本設計時の土留の数量算出条件（転用回数等も含む）を全てご提示下さい。本事業は多量の土留めが必要となり、条件設定次第で費用が大幅に上下する懸念があります。  | 募集要項公表時に参考資料として貸与します。  |   |   |
| 4   | 施設概要           | 2  | 第2章  | 2.2.1 |       |     | 施工中に除雪が伴った場合、除雪作業に伴う費用は発注者側の負担となると理解しているが宜しいでしょうか。（共通仮設費の積上げ又は、施工後の協議書等で変更協議は可能でしょうか。）   | ご理解のとおりです。   |   |   |
| 5   | 施設概要           | 3  | 第2章  | 2.2.1 |       |     | 本業務で実施した設計により確定した数量が基本設計時の数量よりも増加した場合は、増加した数量で請負契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。  | その必要性について事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。   |   |   |
| 6   | 不断水仕切弁挿入位置     | 3  | 第2章  | 2.2.2 | (2)   |     | 表2-1内の4工区には不断水仕切弁が記載されているのに、終点接続部には記載がない。終点接続部以外の箇所に設置するのでしょうか。  | 要求水準書について、p3 2.2.2(2) に次を追加します。<br>『また、既設管との切り替えのために、既設管との接続点上流側φ1100本管上に不断水仕切弁挿入φ1100を設置する。』  |   |   |
| 7   | 流量計室の設置        | 3  | 第2章  | 2.2.2 |       |     | 表2-1内に流量計室の記載がありません。分岐下流側であればどこでも設置して良いということでしょうか。   | 既設流量計室のバイパスからの分岐となり、その近傍に弁室を設けて設置しますので、計測精度を確保した上で既存の弁室近傍に整備することを求めます。<br>また、要求水準書について、p3 表2-1に次を追加します。『流量計室 1 箇所、流量計（超音波方式） 1 箇所』                           |   |   |
| 8   | 排水施設           | 3  | 第2   | 2.2   | 2.2.2 | (3) | 付帯設備部「管路の通水、洗管並びに維持管理に必要な排水設備や仕切弁を設けるものとする。」と示されていますが、工事完了時の水圧試験を見越して、工区ごとに通水・洗管用の排水弁を設置するという認識でよいのでしょうか？  | 基本設計にて見込んでいる計画よりも良案があれば提案願います。排水先については候補地設定しておりますが、改めて関係機関との協議を要します。なお、付帯設備は今後の維持管理面も考慮し提案願います。  |   |   |
| 9   | 起点接続部          | 3  | 第2章  | 2.2   | 2.2.2 | (1) | "起点は、取水バルブ室のバイパス管とする"とありますが、基本設計図書からは、既設の取水バルブ室にある緊急遮断弁は今後も既存の弁を使用することになっています。バイパス管の仕切弁、緊急遮断弁前後の仕切弁も既設の弁のままと思われるのですが、機能的には将来にわたって問題ないと考えてよろしいでしょうか。仕切弁は今後も更新が困難と考えますが。 | ご意見として承ります。  |   |   |
| 10  | 施設概要について       | 3  | 第2章  | 2.2   | 2.2.1 |     | 表2-1に施設概要が示されていますが、貴市と道路管理者（国道、市道）、河川管理者、ダム管理者、土地改良区等との事前協議内容についてご教授ください。（占用位置、昼間工事・夜間工事の区別、舗装復旧条件など）  | ①国道管理者へは事業内容、埋設位置について説明済みです。②河川管理者へは基本計画図を基に横断方法、占用位置等については説明済みです。③土地改良区もしくは水路管理者へは排水に関する説明は実施済みです。但しいずれも詳細設計にて、再度協議することが条件として求められていますので、事業者側で再度ご確認が必要になります。 |   |   |
| 11  | 施設概要について       | 3  | 第2章  | 2.2   | 2.2.1 |     | 水管橋や推進工を設計施工するにあたり、用地買収や借地等について、事前協議内容をご教授ください。  | 基本的に用地買収は不要と考えております。水管橋については河川管理者、推進については国道管理者へ基本設計図にて工事内容を説明済みです。但し、詳細設計にて再度説明する条件となっております。   |   |   |
| 12  | 施設概要について       | 3  | 第2章  | 2.2   | 2.2.1 |     | 水管橋や推進工を設計施工するにあたり、用地買収や借地等が必要になった場合は契約変更が行われるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |   |   |
| 13  | 業務範囲           | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 関係機関との協議に関して、例えば、初回協議の際は発注者様にも同行いただくことも想定されますが対応可能でしょうか。   | 必要に応じ対応可能です。   |   |   |
| 14  | 業務範囲           | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 調査業務の中で、埋設物文化財調査は対象外と考えていますが宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。  |   |   |
| 15  | 家屋調査の調査開始時期    | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 工事区分に家屋調査業務が含まれるため、調査開始時期は工事契約日の令和7年5月以前に実施できないということでしょうか。   | 事業者の提案にゆだねますが、当該工区の設計業務が完成していること、支払い可能額に上限があるなど制約があります。  |   |   |
| 16  | 試掘調査           | 4  | 第2   | 2.3   | 表2-2  |     | 試掘調査は、調査・設計業務に含まれるという認識でよろしいのでしょうか？また、試掘は別契約ではなく、設計業務契約に含まれるということでしょうか？  | ご理解の通りです。  |   |   |
| 17  | 業務範囲           | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 本事業に係る交付金の申請等に係る業務支援等は業務外という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解の通りです。  |   |   |
| 18  | 業務範囲（測量調査）     | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 表2-2業務範囲の概要について、測量調査は見積上限額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、どの程度の数量が計上されているかは公表されますでしょうか。   | 測量調査については現時点では含まれておりませんが、事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。   |   |   |
| 19  | 業務範囲（地質調査）     | 4  | 第2章  | 2.3   |       |     | 表2-2業務範囲の概要について、地質調査は見積上限額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、どの程度の数量が計上されているかは公表されますでしょうか。   | 地質調査については現時点では含まれておりませんが、事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。   |   |   |
| 20  | 各種申請届出等        | 7  | 第3章  | 3.1   | 3.1.4 |     | 表3-1各種届出等一覧について、計画等事前協議の有無をご教授いただくことは可能でしょうか。  | 基本設計時において概ね事前説明は実施しております。但し、詳細設計にて再度説明することを求められております。  |   |   |
| 21  | 光ケーブルの埋設位置     | 8  | 第3章  | 3.1.4 |       |     | 表3-1の備考欄に「光ケーブルの埋設位置について要確認」とありますが、これは現時点で入手している図面上近接しており、試掘等の調査が必要という意味でしょうか。   | 詳細を確認するためには試掘が必要とお見込みください。ただし、ケーブルの位置が管理者より新たな資料が提示された場合はこの限りではありません。  |   |   |
| 22  | 出水期            | 8  | 第3章  | 3.1.4 |       |     | 中野川水管橋の施工に関して、出水期をご教示ください。   | 出水期は4～10月です。<br>要求水準書について、p8 表3-1の備考に次を追加します。『出水期は4～10月』   |   |   |
| 23  | 内容の意味          | 8  | 第3章  | 3.2.1 | (1)   | 4)  | 「中立性の保持」に関してご教示ください。提案内容の設計への反映は中立性の保持の範囲外と考えてよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。  |   |   |
| 24  | 適用基準           | 9  | 第3章  | 3.2.1 | (1)   | 7)  | 「設計時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改定された場合は、改定内容への対応について協議を行うものとする」とありますが、最新版の適用により設計費用、施工費用が増加する場合には、増額変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。  |   |   |
| 25  | 交通量調査          | 9  | 第3章  | 3.2.1 | (2)   | 2)  | 収権期等作業車両等の通行状況等の把握には交通量調査といったものと別途調査結果報告が必要でしょうか。  | 事業者の提案内容に委ねます。   |   |   |
| 26  | 測量調査の内容        | 9  | 第3章  | 3.2.1 | (2)   | 5)  | 測量調査業務は記載の内容のみであり、別途必要な測量調査が認められる場合は設計変更の対象と理解しておりますが、よろしかったでしょうか。   | 本表No.18をご確認願います。   |   |   |
| 27  | 公私道調査          | 9  | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (2) | 4)   | 公図、土地登記要約書の申請について、それぞれ公用申請による取得が可能でしょうか。もしくは事業者が取得する場合の費用について見積上限額に含まれておりますでしょうか。また、その場合、どの程度の数量（枚数等）が計上されているかは公表されませんでしょうか。                                 | 一定程度まとめて要望いただければ、企業団にて申請します。  |   |
| 28  | 現地調査の主要部分について  | 9  | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (1) | 9)   | (7)  | 再委託することができない項目に「③現地調査の主要部分」とありますが、主要部分とは具体的にどのような現地調査を想定されていますでしょうか。  | 埋設予定ルートに関する現地を想定していますが、提案によって迂回路の必要性が想定される場合はルート外も対象と考えます。  |
| 29  | 試掘調査           | 10 | 第3章  | 3.2.1 | (2)   | 7)  |  |  | 試掘調査は設計の段階で実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合、試掘調査は委託契約において実施するというのでしょうか。ご教示ください。   | ご理解の通りです。   |
| 30  | 試掘調査           | 10 | 第3章  | 3.2.1 | (2)   | 7)  |  |  | 設計業務での試掘調査以外に、工事業務でも不明管等の試掘調査が追加が必要となった場合は、変更の対象となりますか。   | 設計業務時での調査内容を精査の上、別途協議とします。  |
| 31  | 試掘調査           | 10 | 第3   | 3.2   | 3.2.1 | (2) | 7)   |  | 試掘調査に関して、試掘費用は見積上限額に含まれるという認識でよいでしょうか？また、試掘数および位置は指示されるのでしょうか？それとも、事業者が提案する試掘数および位置が認められるのでしょうか？  | 基本的に試掘調査については現時点では含まれておりませんが、事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |
| 32  | 計画ルート変更        | 10 | 第3   | 3.2   | 3.2.1 | (3) | 1)   |  | 計画ルートの照査の結果、ルート変更の必要性が出た場合、ルート検討による工期遅延および費用増額が生じた場合のリスク分担は発注者側という認識でよいでしょうか？   | その必要性について事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |
| 33  | 推進工区間の変更       | 10 | 第3   | 3.2   | 3.2.1 | (3) | 2)   |  | 推進工区間について、設計条件等の検討の結果、区間長の増減、一部開削への変更は認められるのでしょうか？またその場合の費用増額は認められるのでしょうか？  | その必要性について事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |
| 34  | 設計計画           | 10 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (3) |  |  | 現地調査や地下埋設調査及び試掘調査等の調査結果から、推進工等非開削工法の箇所が増えた場合は、設計費の増額をしてもらえるのでしょうか。  | その必要性について事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |
| 35  | 設計計画           | 10 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (3) |  |  | 工事に開削が必要となる既設のバルブ動作は正常に行える前提で計画を立ててよろしいでしょうか。   | よろしいです。   |
| 36  | 各種計算           | 10 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (4) |  |  | 管厚、一体化長、構造計算を行うにあたって、水撃圧の条件が必要ですが、基本設計図書 各種計算では、0.55MPaを見込んでおります。取水バルブ室の緊急遮断弁が閉鎖した場合、ウォーターハンマが発生すると思われませんが、この水撃圧での条件でよろしいでしょうか。また、ウォーターハンマ解析による水撃圧の検討、対策は実施されていますでしょうか。 | 基本設計では、0.55MPaを見込んでおりますが、ウォーターハンマ解析による水撃圧の検討、対策は実施しておりません。設計業務において検討することを求めます。<br>要求水準書について、p21 4.2.1(1)を次のとおり修正します。<br>『管路の設計水圧は、最大で2.15MPa（＝静水圧1.60 MPa＋水撃圧0.55 MPa）を設定しているが、その他の要因により発生する水撃圧は別途検討するものとする。』 |
| 37  | 試掘調査           | 10 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (2) | 7)   |  | 試掘調査は見積上限額に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、どの程度の数量（箇所数等）が計上されているかは公表されますでしょうか。  | 基本的に試掘調査については現時点では含まれておりませんが、事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |

要求水準書（案）に関する質問への回答

| No. | 質問項目<br>(タイトル)        | 頁  | 対応箇所 |       |       |         |    | 内容   | 回答  |
|-----|-----------------------|----|------|-------|-------|---------|----|--|---|
| 38  | 設計計画について              | 10 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (3)     | 1) | 計画ルートの照査を行い、ルート変更が生じた場合、契約変更（設計工期の変更（延長）、契約金額）は行われるという理解でよろしいでしょうか。  | 本表No.32をご確認願います。  |
| 39  | 設計書作成                 | 11 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (7)     |    | 設計書作成に必要な「Gaia10」の費用（購入、リース等）は見積上限額に含まれておりますでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 40  | 設計書作成                 | 11 | 第3章  | 3.2   | 3.2.1 | (7)     |    | 設計書作成の費用については、見積上限額に含まれておりますでしょうか。また算出根拠をご教授いただくことは可能でしょうか。  | 含まれているものとお見込みください。なお、算出根拠は非開示です。  |
| 41  | 設計書（金入り）              | 13 | 第3章  | 3.2.1 | (12)  | (4)     |    | 設計書（金入り）を作成における費用と歩掛根拠をご提示ください。  | 見積上限価格に関する内容はお答えできません。  |
| 42  | 占用協議                  | 14 | 第3章  | 3.2.1 | (14)  | (1)     |    | 占用協議の申請は設計業務と考えてよろしいでしょうか。その場合、設計完成期日を過ぎて変更等指示があった場合の対応方法についてご教示ください。  | ご理解の通りです。変更等指示があった場合についても修正対応するようにお願いします。   |
| 43  | 近隣住民との対応調整            | 14 | 第3章  | 3.2.2 | (2)   |         |    | 近隣住民との対応の際は、必要に応じて企業団様にも同行いただきたいのですが、対応可能でしょうか。  | 著しく必要性が生じた場合は、対応可能です。   |
| 44  | 作業ヤード等の貸与             | 14 | 第3章  | 3.2   | 3.2.2 | (2)     | 4) | 資機材ヤード等について、浄水場内空きスペースの貸与は可能でしょうか？   | 浄水場内及び黒石市大字南中野地区内の企業団所有地を含め協議の上、承諾します。  |
| 45  | 適用基準                  | 15 | 第3章  | 3.2.2 | (3)   |         |    | 「工事施工時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改定された場合は、改定内容への対応について協議を行うものとする」とありますが、最新版の適用により施工費用が増加する場合には、増額変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。   | 原則ご理解の通りですが別途協議とします。  |
| 46  | 工事業務                  | 16 | 第3章  | 3.2.2 | (5)   |         |    | 出来高精算業務に関する費用と歩掛根拠をご提示ください。  | 見積上限価格に関する内容はお答えできません。  |
| 47  | 休業日及び作業時間について         | 17 | 第3章  | 3.2.2 | (7)   | (1)     |    | 本事業は「4週8休（週休2日）」工事の対象になりますか。ご教示ください。   | 対象工事となります。  |
| 48  | 休業日及び作業時間について         | 17 | 第3章  | 3.2.2 | (7)   | (1)     |    | 協議の上で夜間施工となった場合、費用の増額分は発注者側の負担となるご理解しているが宜しいでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 49  | 作業日及び作業時間             | 17 | 第3章  | 3.2   | 3.2.2 | (7)     | 1) | 本事業は週休2日モデル工事の対象工事でしょうか？   | ご理解の通りです。   |
| 50  | 近隣対策                  | 18 | 第3章  | 3.2.2 | (12)  |         |    | 「近隣住民の生活環境が受ける影響」とありますが、企業団が想定している影響をご教示ください。  | 騒音、振動、交通障害、果樹園保持者への影響を見込んでおります。   |
| 51  | 現場事務所                 | 19 | 第3章  | 3.2.3 |       |         |    | 現場事務所の設置用地について、総合浄水場内等の企業団所有地を無償で提供していただくことは可能でしょうか。   | 本表No.44をご確認願います。  |
| 52  | 配置予定技術者               | 19 | 第3章  | 3.2   | 3.2.2 | (18)    | 3) | 応募資格審査申請書類提出時の配置予定技術者について、申請時点では、他工事に従事していてもよろしいでしょうか。また候補者を複数人届出しておくことは可能でしょうか。   | 申請時点での他工事従事については可とします。複数名の候補者提示についても可としますが、この場合、最も評価の低い技術者で採点します。   |
| 53  | 施工の契約不適合              | 20 | 第3章  | 3.3.2 | (1)   |         |    | 管路の基本的性能に関する不適合とは何を意味するのでしょうか。自然災害等（地震、洪水等による漏水事故）への耐久性も基本性能に入るのか。   | ご理解の通りです。   |
| 54  | 契約不適合                 | 20 | 3    | 3     | 1     | (4)     |    | 各年度の詳細設計時に提出する設計成果物に対して、企業団がこれを確認したことをもって、・・・責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。は、詳細設計の企業団承認を受けても契約不適合（承認の契約・仕様等変更は除く）において事業者側の責任は発生することでしょうか。  | ご理解の通りです。   |
| 55  | 契約不適合                 | 20 | 3    | 3     | 2     | (4)     |    | 企業団が確認、説明、報告を受けたことにより、事業者は施工に起因する契約不適合にかかわる・・・回避し得ないものとする。は、企業団様に、事前協議（確認・説明・報告・承認）を行った施工にも事業者責任が発生すると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 56  | 提案内容の設計変更扱い           | 21 | 第4章  | 4.1   |       |         |    | 提案において、複数案の提示（場合によって、減額、変化なし、増額）等により事前の事業費算出に見込めないような提案内容については、受注後の協議で採用の可否を協議し、大きく増額する場合に設計変更の対象になると考えていますが、よろしかったでしょうか。  | ご理解の通りですが、内容について精査の上判断します。  |
| 57  | 流量計                   | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (4)   |         |    | 流量計は流量計室を設計するのでしょうか。その場合、流量計は常時設置型か、都度設置型かご教示ください。   | 流量計室の設計は必要です。また流量計測は常時設置型とします。要求水準書について、p21 4.2.1(4)を次のとおり修正します。『既設管分岐後、流量計室を設け、流量計及び床排水ポンプを設けること。流量計の形式は超音波方式を原則とする。』  |
| 58  | 流量計                   | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (4)   |         |    | 流量計が常時設置型の場合、流量データは既存の施設に送信する設備が必要でしょうか。   | 取水バルブ室への監視設備設置及び既設盤機能増設、総合浄水場内の既設中央監視制御設備及び帳票装置の機能増設が必要となります。   |
| 59  | 流量計                   | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (4)   |         |    | 流量計（型式は超音波方式を原則とする）を設けることとありますが、本事業では配管への設置だけを行い、電源及び信号の配線工事、既設監視装置への信号の取り込み、及び既設監視装置の改造や機能増設などは別途工事との理解で宜しいでしょうか。   | 本表No.57, 58をご確認願います。  |
| 60  | 家屋調査                  | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (7)   |         |    | 家屋調査の範囲は詳細設計に基づき決定とあるが、設計業務で設定するのでしょうか。その設定で金入り設計書を作成するのでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 61  | 家屋調査                  | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (7)   |         |    | 工事業務で追加で家屋調査が必要となった場合は変更対象としてもらえるのでしょうか。   | 設計時においての事業者提案によりますが、その必要性について事業者側の説明を受けた上で、別途協議とします。  |
| 62  | 既設導水管                 | 21 | 第4章  | 4.2.1 | (8)   |         |    | 既設導水管の竣工図面（縦断図、横断図、取水バルブ室周辺（起点接続部）及び総合浄水場内（終点接続部）の詳細図など）を貸与願えないでしょうか。  | 募集要項公表時に参考資料として貸与します。   |
| 63  | 水圧試験、通水試験および洗管時のバルブ操作 | 21 | 第4章  | 4.2   | 4.2.1 | (9)(10) |    | 水圧試験、通水試験および洗管等に伴うバルブ操作は、発注者が行うという認識でよろしいでしょうか？  | 浄水場の運転に影響をあたえるような内容のバルブ操作は原則企業団が行いますが、それ以外については事業者が行うものとします。  |
| 64  | 家屋調査                  | 21 | 第4章  | 4.3   | 4.2.2 | (7)     |    | 家屋調査は件数は計上されているのでしょうか？計上されている場合、算定されている数についてご教示いただけますでしょうか？  | 家屋調査については現時点では含まれておりません。  |
| 65  | 家屋調査                  | 21 | 第4章  | 4.2   | 4.2.1 | (7)     |    | 家屋調査について、宅地内における井戸の枯渇等に対する調査は対象とされるのでしょうか。   | 対象としておりません。   |
| 66  | 埋設管                   | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (1)   |         |    | NSφ900の管厚規格はS種のみ、PNは1種から4種までの4種となっています。ここからの選定をおこない、選定基準を示すということよろしかったでしょうか。   | ご理解の通りです。   |
| 67  | 埋設管                   | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (1)   |         |    | 使用管種はNS形とあるが、期間中に新たな管が販売された場合は、同等の耐震性能を保持していることを前提であれば、企業団と協議して変更することは可能でしょうか。   | 同等の機能を有していることを条件として変更は可能としますが、増額となる場合の単価反映はしないものとします。   |
| 68  | 埋設管                   | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (3)   |         |    | 本事業で使用されるダクタイル鋳鉄管の直管の仕様および見積上限価格についてご教示ください。<br>①直管の仕様はエポキシ樹脂粉体塗装管であり、見積上限価格もエポキシ樹脂管の単価が反映される。<br>②直管の仕様はモルタルライニング管であり、見積上限価格もモルタルライニング管の単価が反映される。（事業開始後に事業者がエポキシ樹脂粉体塗装管に設計変更する） | 直管の仕様はモルタルライニング管とし、事業者提案によりエポキシ樹脂粉体塗装管を用いた場合の単価反映はしないものとします。また、要求水準書について、p22 4.2.3(3)を次のとおり修正します。『ダクタイル鋳鉄管（直管）の管厚はS種管とし、直管について内面塗装はモルタルライニングを原則とし、異形管についてはエポキシ樹脂粉体塗装とする。』 |
| 69  | 土被り                   | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (7)   |         |    | 市道（車道、歩道）、国道（車道、国道）における浅埋設の基準があればご教示ください。  | 原則道路構造令に準拠するものとし、個別には道路管理者の指示によります。   |
| 70  | 養生期間                  | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (10)  |         |    | 「施工後十分な養生期間」とありますが、具体的な期間をご教示ください。   | 事業者の提案内容に委ねます。  |
| 71  | 養生期間                  | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (10)  |         |    | 事業期間の最終年度（令和12年度）は、この限りではない、とありますが、最終年度布設～仮復旧をした区間がある場合は、市道、国道車道に関わらず最終年度は十分な養生期間を設けなくて良いということでしょうか。   | 最終年度において十分養生が確保できる工程をご提案ください。   |
| 72  | 最終年度の路面本復旧            | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (10)  |         |    | 「事業期間の最終年度は、この限りではない」と記載がありますが、最終年度の期限内に間に合わせるために、道路管理者からの指示を省略して本復旧を実施してもよいということでしょうか。  | 道路管理者の指示が優先されます。最終年度において十分養生が確保できる工程をご提案ください。   |
| 73  | 移設                    | 22 | 第4章  | 4.2.3 | (12)  |         |    | やむを得ず移設が生じた場合の費用は発注者様側が費用負担すると解釈していますが宜しいでしょうか。  | ご理解の通りです。   |
| 74  | 埋設管                   | 22 | 第4章  | 4.2   | 4.2.3 | (1)     |    | 「埋設管の管種（推進工法により布設する内挿管を含む）」は「ダクタイル鋳鉄管（DIP）」とし、継手形式は原則NS形継ぎ手とします。一方、後段の4.3.3推進工法（3）では「挿入する本管もダクタイル鋳鉄管（DIP）」とし、継手形式は原則PN形継ぎ手とします。内挿管はどちらの継手形式を想定しておりますでしょうか。                       | 推進工法の内挿管はPN形を原則としておりますが、事業者側の提案によりNS形等の採用も可能とします。なお、それに伴う推進管口径の拡大等に伴う増加については、事業者負担とします。   |
| 75  | 路面復旧（本復旧）             | 22 | 第4章  | 4.2   | 4.2.3 | (9)     |    | 路面復旧（本復旧）の範囲は、道路管理者との協議により決定するものと理解しますが、見積上限額に含まれている路面復旧範囲をご教授下さい。   | 基本設計図をご確認ください。  |
| 76  | 弁室                    | 23 | 第4章  | 4.3.2 | (4)   |         |    | 弁きょうと弁室の選択には、口径、バルブ種類による基準があるのでしょうか。   | 原則設計指針に準拠することとし、参考として基本設計図をご確認ください。   |
| 77  | 埋設管                   | 23 | 第4章  | 4.3   | 4.3.2 | (4)     |    | 弁きょう、弁室の使い分けは、弁の種類、口径などで指定がございますでしょうか。   | 本表No.76をご確認願います。  |
| 78  | 設計計画について              | 23 | 第4章  | 4.2   | 4.2.4 | (8)     |    | 伸縮可撓管は偏心量200mm以上確保すれば形式・材質の制限は無いと考えてよろしいでしょうか。   | 設計時に200mm以上が必要と判断した場合は改めて提案ください。200mmとした場合は採用した材質の選択に合理的な理由があれば問題ありません。   |
| 79  | 埋め戻し材                 | 24 | 第4章  | 4.3.2 |       |         |    | 埋戻しの基準や基本方針がございましたらご教示ください。  | 基本設計図をご確認ください。  |

要求水準書（案）に関する質問への回答

| No. | 質問項目<br>(タイトル) | 頁  | 対応箇所 |       |       |     |  | 内容  | 回答   |
|-----|----------------|----|------|-------|-------|-----|--|---|--|
| 80  | 推進管            | 24 | 第4章  | 4.3.3 | (3)   |     |  | 挿入する本管もダクタイル鋳鉄管（DIP）とし、継ぎ手形式は原則PN形継ぎ手とする。とありますが、推進管の仕様を示してください。     | 推進管はヒューム管を予定しておりますが、事業者側の設計提案によります。<br>また、要求水準書について、p24 4.3.3(3)を次のとおり修正します。<br>『挿入する本管もダクタイル鋳鉄管（DIP）とし、継ぎ手形式は原則PN形継ぎ手とする。但し、その他（NS形等）の採用も可能である。その際に<br>鞘管口径の増径に伴う費用増は認めない。』 |
| 81  | 保温工            | 24 | 第4章  | 4.3.4 |       |     |  | 水管橋部は空気弁のみの保温工でよろしいでしょうか。   | ご理解の通りです。  |
| 82  | 水管橋            | 24 | 第4章  | 4.3   | 4.3.4 | (4) |  | 伸縮可撓管の河川法対応型とは、どのような伸縮可撓管を想定されたものかご教授ください。                          | 本管破損時でも堰堤に影響が軽減するように二重構造の可撓管を言います。   |
| 83  | 水管橋            | 24 | 第4章  | 4.3   | 4.3.4 | (4) |  | 伸縮可撓管の位置が、河川区域の外で河川協議の結果、河川法対応型でなくてもよいとなった場合は、通常の伸縮可撓管への変更は可能でしょうか。 | 河川管理者の許可が得られた場合は、承認する予定です。   |